

## 4 今後の取り組み

### (1) 帯広市障害者虐待防止センターの周知

障害者虐待の早期発見につなげるため、障害者手帳を新規に取得した方に対し、福祉ガイドや障害者虐待防止パンフレットなどを通じ、虐待通報・相談窓口を広く周知するとともに、当センターの機能についてホームページ等を通じて市民に周知します。

### (2) 研修等を通じた事業所への周知

帯広市が指定している地域生活支援事業の事業所等に対し、研修や集団指導、指導監査などを通じて、障害者虐待防止法の主旨や事業所の責務など周知を図ります。

### (3) 障害者差別解消法の改正に伴う周知

国や自治体に義務付けてきた合理的配慮について、民間事業主にも義務付ける「改正障害者差別解消法」が2021年5月に成立したことに伴い、当該取扱いの周知に併せて、障害者の虐待防止についても周知します。